

神南一丁目北地区地区計画（原案）意見交換会 質疑概要

■動画掲載

日時 : 令和4年9月12日（月）～令和4年10月3日（月）

掲載場所 : 渋谷区ホームページ

視聴回数 : 41回

■会場実施

日時 : 令和4年9月16日（金）10時～11時30分

場所 : 渋谷区役所本庁舎14階 大集会室

参加者 : 12名

■会場でのご意見

No.	ご意見	回答
1	<ul style="list-style-type: none"> 質疑内容のまとめは、内容を要約しすぎているので、再掲して回答してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 質疑の内容については、要旨を変えることなく要約して掲載するように心がけております。
2	<ul style="list-style-type: none"> 周辺住民の意向、合意形成がなされないままに中高層建物の建替えが進むことを危惧している。確認申請が下りる前に、周辺住民を含めた合意形成を必須とするように明記してほしい。具体的には周辺住民の半数以上の合意が必要だと考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> 地区内で建替えを行う際は、「渋谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づき、周辺住民との合意形成を適切に行っていただきます。
3	<ul style="list-style-type: none"> 規制緩和の仕組みを増築・改築する建物に適用するのは難しく、新築が有利な内容になっていると考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> 本制度は、地域の特性に応じた機能を誘導しながら老朽建築物の建替え更新を促進するという趣旨から検討しているものです。
4	<ul style="list-style-type: none"> 代々木第一、第二体育館とNHKホールの間を繋げ、避難経路として整備してほしい。また、ファイヤー通り北側の線路上に棧橋施設を作って、にぎわいと防災性を向上してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 地区計画区域外のご提案になりますが、ご意見として承ります。
5	<ul style="list-style-type: none"> 神南・宇田川周辺地域まちづくり指針にて、まちづくり組織設立の検討を謳っているが、実際に設立に向けて動いているのか。神南エリアでまちづくり協議会を設立する場合、多様な人々が参画できるように広い範囲で設定した方がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、神南エリアでまちづくり協議会を設立するといった具体的な検討は行われていませんが、今後設立される際には、当該エリアの方々と意見交換をしながら進めてまいります。

6	<ul style="list-style-type: none"> 説明資料 p 5において渋谷公園通商店街振興組合から渋谷区へ「街並み再生方針」の検討にかかる提案書が提出されたとの記述があるが、商店街振興組合だけでの話し合いでは、みんなでまちづくりをしているとは言えないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該提案については、渋谷公園通商店街振興組合の方々のみではなく、地元地権者の方々と話し合いの結果、渋谷公園通商店街振興組合が地域の意見として取りまとめ、渋谷区に提出いただいております。
7	<ul style="list-style-type: none"> シェアサイクルではなく普通の自転車を使う人のことも考え、一般駐輪場や優先整備路線についても言及してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 地区計画は区域内的の土地や建築物に関するルールを定めるものです。駐輪場や優先整備路線については、「渋谷区自転車通行環境整備計画」等で定め、自転車利用環境の整備推進を図っています。
8	<ul style="list-style-type: none"> 駐輪場は都会でも需要があるため、積極的に対策に取り組んでほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見として承り、交通政策を担当している部署に共有させていただきます。
9	<ul style="list-style-type: none"> 荷さばき場を周辺エリアでシェアするような仕組みを民間企業と連携して作ってほしい。 	
10	<ul style="list-style-type: none"> 神南エリアには公共の貸し会議室・社交場が不足している。地区計画の中で社交場を整備、運営することを明記してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 地区計画の目標1において、神南らしい多様な生活文化を発信する用途・機能を誘導することとしています。容積評価される用途については、これまで地域の皆さまと検討してきた当地区の将来像を実現するために特に必要なものを整備対象のメニューとしているものです。
11	<ul style="list-style-type: none"> 当地区から一番近い一般開放の会議室として美竹の丘の会議室を利用しているが、借用する場合、必要書類に参加者全員の個人情報を記載する必要がある。単なる施設利用に個人情報の記載は必要だと思えないので、改善してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見として承り、関係所管に共有させていただきます。なお、各福祉施設の利用方法の詳細については福祉部管理課福祉施設係（03-3463-1896）にお問合せ下さい。
12	<ul style="list-style-type: none"> 区としてはまちづくり協議会の設立を推奨していないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 渋谷区では、渋谷区まちづくり条例の中で認定まちづくり協議会について定めていますが、認定まちづくり協議会に限らず地域の方々がまちづくりに積極的に参加することができる場づくりは必要であると考えています。
13	<ul style="list-style-type: none"> 制度を利用しない場合の建替えは通常の手続きで行えるのか？別途必要になるのか？ 	<ul style="list-style-type: none"> 制度を利用しない建替えについては、通常の地区計画区域内に必要な手続きを行うことができます。今回ご説明した制度について疑問点があれば、まちづくり第三課にご相談ください。